

二〇二五年、喫緊の経営課題

税理士法人 飛騨会計事務所 所長 青山 真琴

I はじめに

新年明けましてお目出度うござい
ます。二〇二五年が皆様にとりまし
て素晴らしい年となりますことを心
よりお祈りいたします。

b 「ダイレクト納付」の推進について います。

イ
—〇三万円の辟

企業によつては賃上げに限界を感じ

で、可能な限り労働を制約する要因を取り除いて（一〇三万円の壁）、生産性を向上する取り組みを練る時だと思料します。

柄としては、コロナ禍以前の外国人観光客の来訪状況にほぼ戻った点と、全業種において人手不足が加速的に進展した事が挙げられます。観光客増加の恩恵を受けた業種もありますが、人手不足が業績に悪影響を及ぼしている企業も多くあります。

国政においては十月二十七日に行われた第五〇回衆議院選挙で、自民党は大きく議席を減らし、自民・公明の与党は過半数を下回りました。今後は政権運営において厳しい局面が起ころうると思います。政権担当与党としては、国会運営において、予算案や法案を国会に出す前に野党と幅広い合意形成が必要になります。例えば、国民民主党が求めていた「一〇三万円の壁」について、与党も見直しに合意し、その協議が始まっています。

利な電子納税の手段です。
納付書で銀行等から納付するのではなく、PCでオフィスや自宅から即時または納付日を指定して納付ができます。

ダイレクト納付の利用状況としては、必ずしも全ての会社が行っていますが、徐々に利用件数は増加しています。(JAバンクはダイレクト納付が利用できません)。

ダイレクト納付未利用の顧問先におかれましては、その詳細について当事務所スタッフまでお問い合わせください。

三万円を「特定扶養控除」として控除できます。子の年収が一〇三万円を超えると親がこの控除を受けられず、税負担が増えてしまいます。そのため、アルバイトなどで働く学生の働き控えにつながっているという指摘も出ています。

この「年収一〇三万円の壁」の見直しについては、年収要件を百七八万円まで引き上げるのか、百二十三万円にするのか、税制協議が進められているところです。引き上げ実施時期についても、令和八年一月からなのか、若しくは令和七年一月か

境改善対応によるコスト増加分について、価格転嫁や生産性向上を実施して、何とか業績を維持する様に努力されていると存じます。慢性的な人手不足も相まって、経営環境が一段と厳しくなっています。

社長の使命は、従業員の雇用を守り、税金を払い、自己資本を充実させ、会社の経営基盤を強化することだと考えます。

今こそ、社長自らが会社の強みを生かす方向性を熟考し、行動に移す時機だと思います。まずは、「脚下照顧」で自社の現状を見つめ直し、気づいた点を反省して顧みることだ

Ⅱ 税制改正施行後の企業対応状況 a 「インボイス制度」の影響

昨年より消費税インボイス制度が施行され、一年が経過しました。中小企業に関しては、インボイス制度が導入されたことによるメリットは

アーチ六万円の壁

の子を扶養する場合、所得から六十三万円を「特定扶養控除」として控除できます。子の年収が一〇三万円を超えると親がこの控除を受けられず、税負担が増えてしまいます。そのため、アルバイトなどで働く学生の働き控えにつながっているという指摘も出ています。

この「年収一〇三万円の壁」の見直しについては、年収要件を百七八万円まで引き上げるのか、百二十三万円にするのか、税制協議が進められているところです。引き上げ実施時期についても、令和八年一月からなのか、若しくは令和七年一月からなのか、協議となっています。

従来政府としては、「企業が賃上げを実現することによって国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつ

境改善対応によるコスト増加分について、価格転嫁や生産性向上を実施して、何とか業績を維持する様に努力されていると存じます。慢性的な人手不足も相まって、経営環境が一段と厳しくなっています。

社長の使命は、従業員の雇用を守り、税金を払い、自己資本を充実させ、会社の経営基盤を強化することだと考えます。

今こそ、社長自らが会社の強みを生かす方向性を熟考し、行動に移す時機だと思います。先ずは、「脚下照顧」で自社の現状を見つめ直し、気づいた点を反省して顧みることだと思います。

末筆となりましたが、顧問先企業の益々のご発展と皆様のご多幸、ご健康を衷心より祈念申し上げます。

収要件（一〇六万円以上）を撤廃する方向になつています。従業員五十一人以上の会社で週三十時間以上

くり、好循環の実現につながる」として、企業に賃上げを推奨していくま
した。「一〇三万円の壁」が撤廃さ

の子を扶養する場合、所得から六十三万円を「特定扶養控除」として控除できます。子の年収が一〇三万円を超えると親がこの控除を受けられず、税負担が増えてしまいます。そのため、アルバイトなどで働く学生の働き控えにつながっているという指摘も出ています。

この「年収一〇三万円の壁」の見直しについては、年収要件を百七八万円まで引き上げるのか、百二十三万円にするのか、税制協議が進められているところです。引き上げ実施時期についても、令和八年一月からなのか、若しくは令和七年一月からなのか、協議となっています。

従来政府としては、「企業が賃上げを実現することによって国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつ

境改善対応によるコスト増加分について、価格転嫁や生産性向上を実施して、何とか業績を維持する様に努力されていると存じます。慢性的な人手不足も相まって、経営環境が一段と厳しくなっています。

社長の使命は、従業員の雇用を守り、税金を払い、自己資本を充実させ、会社の経営基盤を強化することだと考えます。

今こそ、社長自らが会社の強みを生かす方向性を熟考し、行動に移す時機だと思います。先ずは、「脚下照顧」で自社の現状を見つめ直し、気づいた点を反省して顧みることだと思います。

末筆となりましたが、顧問先企業の益々のご発展と皆様のご多幸、ご健康を衷心より祈念申し上げます。